

ひとり親世帯臨時特別給付金について

新型コロナウイルス感染症の影響による子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、低所得のひとり親世帯へ臨時特別給付金を支給します。

【基本給付】

▼対象 次の①～③のいずれかに該当する方（児童扶養手当法に定める「養育者」の方も対象になります。）

①令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方

②公的年金等（遺族年金、障がい年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など）を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止されている方で、年金等の受給額を含む平成30年中の収入額が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっ

▼給付額 1世帯5万円（第2子以降ひとりにつき3万円加算）

【追加給付】

▼対象 基本給付の①または②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方

▼給付額 1世帯5万円

▼手続き

○基本給付の①に該当する方は申請が不要です。

なお、給付金の受取りを希望しない場合は7月下旬までに「ひとり親世帯臨時特別給付金（基本給付）受給拒否の届出書」を郵送または窓口へご提出ください。

○追加給付に該当する方（基本給付①の方で追加給付にも該当する方）は申請が必要です。○それ以外の方（基本給付②③、基本給付②の方で追加給付に該当する方）は申請が必要です。

問ひとり親世帯臨時特別給付金コールセンター

☎0120(400)903

受付時間 平日9時～18時（土、日、祝日を除く）

子育て支援課 ☎内線306

町内の小規模事業者等を対象に事業継続の支援を目的とした給付金の交付を行います

【対象者・主な要件】

・令和元年12月1日以前に創業している

・町内に事業所があり、町内で事業を営んでいる

・事業を継続する意思がある

・3～5月までの月の1か月の売上高が、前年同月と比較して最も売上減少率の大きい月において20%以上減少している

・3～5月の売上の合計が前年同月と比較して20万円以上減少している

・中小企業信用保険法第2条第1項または第3項に該当する

・町税を滞納していない

【給付額】

①20%以上50%未満の売上減少率の場合：20万円

②50%以上の売上減少率の場合：10万円

【申請に必要な書類】

①申請書②誓約書③請求書④3～5月及び前年同月の売上が確認できる書類⑤直近の確定申告書の写し⑥町内で事業を営んでいることが確認できる書類

※その他、資料等の追加提出を依頼する場合があります。

※本支援制度の詳細は町ホームページをご覧ください。

問産業観光課 ☎(61)5719

深夜の花火は禁止です!!

大磯町美しいまちづくり条例により、午後10時から午前6時までは河川や海岸などの公共の場所や静穏を害するおそれのある場所で、爆竹やロケット花火などの爆発音を発する花火を禁止しています。

花火を楽しんだ後は、必ず消火を確認し、出た「ごみ」は必ず持ち帰りましょう。近隣の住民の皆さんに迷惑にならないよう、ルールとマナーの遵守をお願いします。

美しいまちづくり条例については町ホームページをご確認ください。



問環境課 ☎(72)4438

大磯港湾管理事務所の改修工事が完了しました

県が昨年から実施していた、大磯港湾管理事務所の改修工事が完了しました。

今回の改修工事によって1階に展示スペースを設けて、大磯港周辺にまつわる様々なものを展示しています。

また、多目的トイレも設置されましたので、ぜひお立ち寄りください。

問産業観光課 ☎(61)5719

